

改正

昭和50年12月25日条例第37号

平成12年3月28日条例第62号

平成17年3月29日条例第42号

平成18年12月26日条例第50号

平成20年10月21日条例第38号

平成31年3月22日条例第21号

令和4年3月25日条例第7号

高知県文化財保護条例をここに公布する。

高知県文化財保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 県保護有形文化財（第4条—第19条）

第3章 県保護無形文化財（第20条—第25条）

第4章 県保護有形民俗文化財及び県保護無形民俗文化財（第26条—第29条）

第5章 埋蔵文化財（第29条の2）

第6章 県史跡名勝天然記念物（第30条—第37条）

第7章 県選定保存技術（第38条—第42条）

第8章 高知県文化財保護審議会（第43条—第50条）

第9章 罰則（第51条—第54条）

第10章 雑則（第55条・第56条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、法第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、高知県の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（第4条において「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で住民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋、峡谷、湖沼、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（第30条第1項において「記念物」という。）  
(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 知事は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 県保護有形文化財

(指定等)

第4条 知事は、県の区域内に存する有形文化財のうち重要なものを高知県保護有形文化財（以下「県保護有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をする場合には、知事は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をする場合には、知事は、あらかじめ、第43条の規定により設置された高知県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、知事は、当該県保護有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 知事は、県保護有形文化財が県保護有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 県保護有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があった場合又は県保護有形文化財が県の区域内に存しなくなった場合は、当該県保護有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、知事は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による県保護有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに県保護有形文化財の指定書を知事に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務)

第6条 県保護有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び知事の指示に従い、県保護有形文化財を管理しなければならない。

(管理団体による管理)

第6条の2 県保護有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、知事は、適当な市町村その他の法人を指定して、当該県保護有形文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をする場合には、知事は、あらかじめ、当該保護有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を高知県公報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び市町村その他の法人に通知して行う。

4 第1項の規定による指定には、第4条第5項の規定を準用する。

5 県保護有形文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第1項の規定による指定を受けた市町村その他の法人（以下「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、前条の規定を準用する。

第6条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、知事は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、第4条第5項及び前条第3項の規定を準用する。

第6条の4 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めがある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と県保護有形文化財の所有者との協議により、管理団体が行う管理により当該所有者の受ける利益の限度内において、管理に要する費用の一部を当該所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（所在の変更の届出）

第7条 県保護有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、県保護有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（所有者等の変更の届出）

第8条 県保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 県保護有形文化財の所有者又は管理団体は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所の所在地を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（滅失、損傷等の届出）

第9条 県保護有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、県保護有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助等）

第10条 県保護有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、県保護有形文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の規定に基づき補助金を交付する県保護有形文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又はその交付を取り消すものとする。

(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の規定に基づく指示又は同条第3項の規定に基づく指揮監督に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県保護有形文化財の管理が適当でないため、県保護有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、知事は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県保護有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定に基づき県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第3項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 県が、管理又は修理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定に基づき補助金を交付し、又は前条第3項の規定に基づき費用を負担した県保護有形文化財のその当時の所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第3項において「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県保護有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額から当該修理等が行われた後当該県

保護有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を、県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「当該補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県保護有形文化財又はその部分につき知事が個別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県保護有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県保護有形文化財が所有者等の責めに帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合には、知事は、納付金額の全部又は一部を免除することができる。

（現状変更等の制限）

第14条 県保護有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 知事は、第1項の規定により許可を与える場合において、当該許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の規定による許可を受けた者が前項の規定に基づく許可の条件に従わなかったときは、知事は、当該許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 第1項の規定による許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の規定に基づき許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

第15条 県保護有形文化財を修理しようとするときは、県保護有形文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定に基づき補助金の交付を受け、第12条第2項の規定に基づき勧告を受け、又は前条第1項の規定に基づき許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 知事は、県保護有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第16条 知事は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、6月以内の期間を限って知事が行う公開の用に供するため、当該県保護有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って当該県保護有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 知事は、第1項の規定により県保護有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県保護有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 知事は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県保護有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

6 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県保護有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、県は、その所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理団体の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

第17条 県保護有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため（前条第2項の規定による公開の場合を除く。）第7条の規定による届出があった場合には、前条第5項の規定を準用する。

(報告)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、県保護有形文化財の所有者又は管理団体から当該県保護有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継等)

第19条 県保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県保護有形文化財に関しこの条例の規定に基づく勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 県保護有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、県保護有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第1項の規定を準用する。ただし、管理団体が指定された場合には、専ら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

### 第3章 県保護無形文化財

#### (指定等)

第20条 知事は、県の区域内に存する無形文化財のうち重要なものを高知県保護無形文化財（以下「県保護無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、知事は、当該県保護無形文化財の保持者又は保持団体（県保護無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定をした後においても当該県保護無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加して認定することができる。

4 第1項の規定による指定又は前2項の規定による認定をする場合には、知事は、あらかじめ、第43条の規定により設置された高知県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

5 第1項の規定による指定並びに第2項及び第3項の規定による認定は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。

#### (解除)

第21条 知事は、県保護無形文化財が県保護無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 知事は、県保護無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。

4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除には、前条第4項の規定を準用する。

5 県保護無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があったときは、当該県保護無形文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合には、知事は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。



7 県保護無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、県保護無形文化財の保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、当該県保護無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を高知県公報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第22条 県保護無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則で定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第23条 県保護無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県保護無形文化財について、知事は、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、県保護無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることが適当であると認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の交付をする場合には、第10条第2項及び第3項並びに第11条の規定を準用する。

（公開）

第24条 知事は、県保護無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県保護無形文化財の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による県保護無形文化財の公開には、第16条第3項及び第5項の規定を準用する。

（保存に関する助言又は勧告）

第24条の2 知事は、県保護無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることが適当であると認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（県保護無形文化財以外の無形文化財に対する補助）

第25条 知事は、県保護無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定による選択をする場合には第20条第4項の規定を、補助金を交付する場合には第10条第2項及び第3項並びに第11条の規定を準用する。

#### 第4章 県保護有形民俗文化財及び県保護無形民俗文化財

(指定)

第26条 知事は、県の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを高知県保護有形民俗文化財（以下「県保護有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを高知県保護無形民俗文化財（以下「県保護無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県保護有形文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による県保護無形民俗文化財の指定には、第20条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による県保護無形民俗文化財の指定は、その旨を高知県公報で告示して行う。

(解除)

第27条 知事は、県保護有形民俗文化財又は県保護無形民俗文化財が県保護有形民俗文化財又は県保護無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 県保護有形民俗文化財又は県保護無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該県保護有形民俗文化財又は県保護無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による県保護有形民俗文化財の指定の解除には第5条第2項及び第5項の規定を、前項の規定による県保護有形民俗文化財の指定の解除には同条第4項及び第5項の規定を準用する。

4 第1項の規定による県保護無形民俗文化財の指定の解除には、第21条第4項の規定を準用する。

5 第1項の規定による県保護無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を高知県公報で告示して行う。

6 第2項の規定による県保護無形民俗文化財の指定の解除については、その旨を高知県公報で告示しなければならない。

(現状変更等の届出等)

第28条 県保護有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 県保護有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の規定による届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

(準用規定)

第29条 県保護有形民俗文化財の保護には、第6条から第13条まで及び第15条から第19条までの規定を準用する。

- 2 県保護無形民俗文化財の保護には、第23条から第24条の2までの規定を準用する。
- 3 県保護無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の保護には、第25条の規定を準用する。

## 第5章 埋蔵文化財

(譲与等)

第29条の2 法第105条第1項の規定により県に帰属した文化財は、その保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村に対し、その申請に基づき譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

## 第6章 県史跡名勝天然記念物

(指定)

第30条 知事は、県の区域内に存する記念物のうち重要なものを高知県史跡、高知県名勝又は高知県天然記念物（以下「県史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 前項において準用する第4条第4項の規定により通知する場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情があるとき又は県史跡名勝天然記念物の所有者が判明しないときは、知事は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該県史跡名勝天然記念物の存する市町村の事務所の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第31条 知事は、県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 県史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該県史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項及び前条第3項の規定を、前項の規定による指定の解除には第5条第4項及び前条第3項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

**第32条** 県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 第1項の規定により知事が許可を与える場合には第14条第3項の規定を、第1項の規定による知事の許可を受けた者がその許可の条件に従わなかった場合には同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第14条第3項の規定に基づき許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(指定団体による管理)

**第33条** 県史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、知事は、適当な市町村その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）を指定して、当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をする場合には、知事は、あらかじめ、当該指定をしようとするものの同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとするものに通知して行う。

4 第1項の規定による指定には、第4条第5項及び第30条第3項の規定を準用する。

**第34条** 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、知事は、同項の規定による指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、第4条第5項、第30条第3項及び前条第3項の規定を準用する。

**第35条** 第33条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定団体」という。）は、規則で定める基準により、県史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、指定団体は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 指定団体が県史跡名勝天然記念物の復旧を行う場合は、指定団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該県史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聴かななければならない。

4 指定団体の県史跡名勝天然記念物の管理については前3項に規定するもののほか、第6条、第6条の4、第8条第2項、第9条から第12条まで及び第18条の規定を、指定団体が指定され、又はその指定が解除された場合には第19条第3項の規定を準用する。

5 県史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、指定団体が行う県史跡名勝天然記念物の管理を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（所有者等による管理）

**第36条** 指定団体がある場合を除いて、県史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び知事の指示に従い、県史跡名勝天然記念物を管理しなければならない。

（準用規定）

**第37条** 県史跡名勝天然記念物について所有者が行う管理には第8条から第13条まで、第15条、第18条並びに第35条第1項及び第2項の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には第19条第1項の規定を準用する。

## 第7章 県選定保存技術

（選定等）

**第38条** 知事は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち保存の措置を講ずる必要があるものを高知県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定をするに当たっては、知事は、当該県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（一般財団法人及び法人でない財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第20条第3項から第5項までの規定を準用する。

（解除）

第39条 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、県選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第20条第4項及び第21条第3項の規定を準用する。

4 県選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第21条第6項の規定を準用する。

6 前条第2項の規定による認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の規定による認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の規定による認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を高知県公報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第40条 県選定保存技術の保持者及び保存団体の氏名変更等には、第22条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

（保存）

第41条 県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、知事は、自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他県選定保存技術の保存のために必要があると認められるものについて適当な措置を執ることができるものとし、県は、県選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることが適当であると認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定に基づき補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第3項並びに第11条の規定を準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第42条 知事は、県選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることが適当であると認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

#### 第8章 高知県文化財保護審議会

##### (設置)

第43条 法第190条第1項の規定に基づき、高知県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (任務)

第44条 審議会は、知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議する。

##### (組織)

第45条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、知事が任命する。

##### (任期)

第46条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

##### (会長及び副会長)

第47条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第48条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (部会)

第49条 審議会に、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

第50条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第9章 罰則

第51条 県保護有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第52条 県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第53条 第14条又は第32条の規定に違反して、知事の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県保護有形文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

## 第10章 雑則

(事務処理の特例)

第55条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第10項の規定により適用する同条第1項の規定に基づき、法、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)及びこの条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、市町村が処理することとする。

(1) 法及びこの条例の規定により知事に提出すべき書類等の受理(法の規定により知事を経由すべきものにあつては、知事を経由するための市町村の経由を含む。)

(2) 法及びこの条例の規定により知事が行うべき処分の告知(法の規定により知事を経由すべきものを含む。)の経由

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)



1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際改正前の高知県文化財保護条例（昭和27年高知県条例第15号。付則第3項において「高知県文化財保護条例」という。）によって現に高知県保護文化財又は高知県指定史跡名勝天然記念物に指定されているものは、この条例によって指定された高知県保護有形文化財又は高知県史跡名勝天然記念物とみなす。

(条例の廃止)

3 高知県文化財保護条例は、廃止する。

附 則（昭和50年12月25日条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している県保護有形文化財の保存に影響を及ぼす行為については、この条例による改正後の高知県文化財保護条例（以下「新条例」という。）第14条第1項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第26条第1項の規定により指定されている県保護民俗文化財は、新条例の適用については、新条例第26条第1項の規定により指定された県保護有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例第26条第2項において準用する旧条例第4条第5項の規定により交付された県保護民俗文化財の指定書は、新条例第26条第2項において準用する新条例第4条第6項の規定により交付された県保護有形民俗文化財の指定書とみなす。

4 この条例の施行の際現に着手している県保護有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為については、新条例第28条第1項の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の規定により県保護無形文化財に指定されている民俗芸能は、新条例第26条第1項の規定により指定された県保護無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例第20条第2項又は第3項の規定による保持者の認定は、解除されたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第33条第1項の規定により指定されている県史跡名勝天然記念物の管理団体は、新条例第33条第1項の規定により指定された指定団体とみなす。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 3 月28日条例第62号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日条例第42号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月26日条例第50号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年10月21日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日条例第21号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。